

福岡市消防局「救マーク」制度

1 「救マーク」制度とは

「救マーク」とは、その施設や事業所に、定期的に救命講習を受講された従業員などがいるということを表すもので、施設を利用される方に「安心」を感じていただける取り組みです。

また、その施設や事業所の従業員に、**応急手当の担い手としてとしての自覚**を促し、**定期的な救命講習の受講につなげる**ことを目的としているものです。



2 認定の要件について

(1) 活動体勢

救命講習（救命入門コース以上）を受講している従業員等が、当該施設の公開時間や営業時間中、原則として1名以上勤務していることが条件です。

(2) 救急活動計画書

事前に救急活動計画書を作成し、施設利用者等に**応急手当が必要となった場合に、救急車の誘導など活動体勢を確認しておくことが必要**となります。

(3) その他、消防設備等の設置状況も確認いたします。



3 対象施設

福岡市内の施設が対象です。

官公庁施設をはじめ、ホテル、百貨店、スポーツ施設などを中心に現在 723 施設（平成 29 年 4 月末現在）を認定しています。

4 救マークの掲示等

救マークは事業所の出入口等、見やすい場所に掲示してください。

救マーク制度登録事業所一覧を、消防局ホームページに掲載します。

5 申請手続き

(1) 救マーク認定（更新）申請書に救急活動計画書を添付して申請してください。

(2) 建物の図面（平面図）に救急車の停車位置や AED を設置している場合は AED の設置場所を記載してください。



6 救マーク制度の更新

救マークは3年毎に更新手続きが必要となりますが、更新年度に消防局から**救命講習の日程表などを同封してお知らせ**をいたします。

従業員等の方の定期的な救命講習受講のきっかけにしてください。

問い合わせ先・申込先
福岡市消防局
救急課 市民啓発係
092-725-6574